

農林業系廃棄物の処理加速化事業

【H27予算額 : 1,604百万円】
 【H28概算決定額 : 2,902百万円】

【目的】

従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより、廃棄物となって大量に発生している状況。このうち、8千Bq/kg以下のものは、廃棄物処理法に基づき市町村等が処理を行うこととしているが、その処理が進まず、やむを得ず農家の敷地等に一時保管されており問題化。このまま処理が進まないと、腐敗や火災が懸念。このため、当該廃棄物の処理に要する経費の一部を助成し、市町村等による処理を促進。

【事業の概要】

- 1 補助対象者** 廃棄物の処理を行う市町村等（一部事務組合を含む。）
- 2 処理の対象となる汚染廃棄物**
 これまで循環利用されてきたが、事故由来放射性物質に汚染されたことで発生した8千Bq/kg以下の可燃性一般廃棄物（稲わら、牧草、堆肥、きのこ原木、ほだ木等）
- 3 補助率** 1/2（国） ※地方負担額は震災復興特別交付税で全額措置
- 4 補助対象経費**
 廃棄物の処理に必要な一連の工程に係る経費を助成
 - ① 処理計画の策定等に要する経費
 - ② 地域住民への理解促進に要する経費（空間線量率測定費等）
 - ③ 廃棄物の収集運搬から処理・処分に要する経費（仮設焼却炉の設置費等を含む）



稲わら



ほだ木

※処理の一例

①収集・運搬



収集



運搬

②廃棄物の放射能濃度測定



焼却灰を一定濃度に管理するための廃棄物の放射能濃度測定

③前処理（裁断）



裁断



破碎

④中間処理（焼却）



ピットに投入



焼却処理



施設周辺の空間線量率、焼却灰の放射能濃度等を測定

⑤焼却灰の処分



既存の処分場で処分